

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中澤莊也君） ただいまから、平成31年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月21日、町長から第1回定例会の招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案19件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中澤莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

常日ごろは川根本町の行政に対しまして、大変温かい御支援をいただいておりますこと、この場をおかりしてお礼と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そのような中、本日は平成31年の第1回の川根本町議会定例会でございます。全員の皆さんの御出席のもと開会できますこと、誠に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

先ほど議長からも話がありました議案第1号から19号まで、皆様方の御承認をいただきたいという提案でございます。どうかよろしく御審議の上、全議案が御採択いただけますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶にかえさせていただきますけれども、大変厳しい環境のもとでの31年度の予算の編成をさせていただきました。この件につきましては、また後半お話をさせていただきますけれども、皆様方にはいろんな形で御後援をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） ありがとうございます。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中澤莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、太田侑孝君、9番、山本信之君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中澤莊也君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月26日までの23日間に決定しました。



◎日程第3 議案第1号 川根本町中小企業・小規模企業振興基本条例 の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第1号、川根本町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第1号です。提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、中小企業・小規模企業が本町において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、健全かつ持続的な発展を促進し、地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とし、本条例を制定しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号、川根本町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、川根本町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第2号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第2号です。提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、国道362号青部バイパスの開通に伴いまして、平成30年4月より旧町間を結ぶ町営バス路線の運行を開始させていただきました。

その後の状況をアンケート調査によって調査をした結果、バス停の設置場所に関する見直しや、鉄道とのアクセスを考慮した運行時間の見直し要望があったことを受け、公共交通と

してさらなる利便性向上を図るべく、新規のバス停設置及びバス停位置の変更等の改定を行うものであります。

また、千頭駅と寸又峡温泉を結ぶ民間事業者運行の寸又峡路線バスの運行廃止の申し出を受け、町民の移動手段の確保に加え、観光客への対応を図るため、現行の民間事業者運行路線を新たに町営バス路線として運行するために必要な改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第3号 川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に
関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第5、議案第3号、川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第3号です。川根本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、水道法施工令及び水道法施行規則の一部改正に伴いまして、本町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うものとする改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第4号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第4号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第4号です。川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

これは、現在条例にて設置をしております特別会計のうち、温泉事業特別会計を廃止したためのものであります。

本来、特別会計は、それぞれが個別の企業会計であるわけではありますが、温泉事業特別会計の現状は、その主な収入源を一般会計からの繰入金で占めている状況であります。

このことから、企業会計である特別会計として継続を図るよりは、特別会計を廃止し、その事務事業を一般会計として対応していくものとしたいものであります。

なお、事業予算そのものは一般会計となっても、予算執行については、今までと何ら変わるわけではございません。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第5号 川根本町温泉事業基金条例の一部を改正する
条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第5号、川根本町温泉事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第5号です。川根本町温泉事業基金条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

これは、議案第4号で提案させていただきました温泉事業特別会計の廃止に伴うもので、基金の運用により生ずる収益、いわゆる基金利息について、温泉事業特別会計の歳入歳出予算に計上するとなっているところを、一般会計の歳入歳出予算に計上するよう改正をしたいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第6号 町道路線の認定について

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第6号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第6号です。町道路線の認定の概要について説明をさせていただきます。

国道362号青部バイパスが供用開始されたことに伴い、関係する国道、県道が町に管理がえされるため、町道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

今回、議決を求める路線は、国道362号藤川から崎平までの区間を町道藤川崎平線、青部下澤間地内の国道362号から主要地方道川根寸又峡線までの区間を町道下澤間線とし、青部地内の町道青部中央線から国道362号までの区間を町道青部中央支線3号としたいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第7号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

○議長（中澤莊也君） 日程第9、議案第7号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第7号です。提案理由の説明をさせていただきます。

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について説明をさせていただきます。

本案は、本年10月1日より施行されます地方税法の改正により、自動車取得税が廃止をされることに伴い、静岡地方税滞納整理機構の規約の一部を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第8号 平成30年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第8号、平成30年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第8号です。平成30年度川根本町一般会計補正予算（第6号）について概要を説明させていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,730万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ61億6,647万5,000円としたいものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、災害復旧費など年度内に完成が見込めない9事業について、翌年度に繰り越して執行したい経費となっております。

第3表の地方債補正につきましては、歳出の補正に伴う減額となっております。

今回の補正は、ほとんどが各種契約差金や実績見込みに基づく減額となっており、カーボンマネジメントシステム強化事業、省エネ改修設計業務委託料の契約差金として減額、土木総務費における負担金補助及び交付金の実績に伴う減額、災害復旧に係る詳細設計等の完了に伴う減額のほか、各種補助金、扶助費等においても実績見込みに基づく減額であります。

一方、増額は、基金利子積立金の増額、緊急修繕が必要となった中徳橋の橋脚修繕工事費の増額、災害復旧における分筆測量業務委託料の増額等であります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みに伴う国・県補助金の減額や地方債の減額、充当の不用が見込まれるまちづくり基金や社会福祉基金などの繰入金の減額が主なものとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第9号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中澤莊也君） 日程第11、議案第9号、平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第9号です。平成30年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,134万7,000円としたいものであります。

今回の補正は、介護予防・生活支援サービス事業の増加に伴いまして、負担金を50万円増

額するもので、あわせて財源調整のため、基金積立金を11万5,000円減額しております。

歳入は、負担割合に基づき、国庫補助金、支払基金交付金、県補助金、一般会計繰入金をそれぞれ増額しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第10号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議案第10号、平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第10号です。平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要につきまして説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ667万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,868万円としたいものであります。

今回の補正は、入札差金や執行見込みに基づく減額で、主な内容といたしましては、工事請負費及び施工監理委託料の入札差金による減額であります。

歳入の主なものは、歳出減に伴う一般会計繰入金、基金繰入金の減額などとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第11号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 日程第13、議案第11号、平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号です。提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,666万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、台風被害による接岨峡温泉引湯管の復旧工事が、道路災害復旧工事の進捗状況により、年度内執行が見込めなくなったことによる皆減でございます。あわせて、工事費の財源といたしましては、一般会計繰入金を減額しております。

なお、皆減した引湯管の復旧工事につきましては、道路災害復旧工事の進捗に合わせて施工したいため、新年度予算に盛り込んでおります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第12号 平成30年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中澤莊也君） 日程第14、議案第12号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第12号です。平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,538万3,000円としたいものであります。

今回の補正は、年度内の執行見込みがなくなった医師募集広告料の減額でございます。あわせて、その財源といたしまして、一般会計繰入金を減額しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第13号 平成31年度川根本町一般会計予算

◎日程第16 議案第14号 平成31年度川根本町国民健康保険事業

特別会計予算

- ◎日程第17 議案第15号 平成31年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第18 議案第16号 平成31年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第19 議案第17号 平成31年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第20 議案第18号 平成31年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- ◎日程第21 議案第19号 平成31年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中澤莊也君） 日程第15、議案第13号、平成31年度川根本町一般会計予算から、日程第21、議案第19号、平成31年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第13号、平成31年度川根本町一般会計予算から、日程第21、議案第19号、平成31年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号から第19号まで、一括説明をさせていただきます。

まず、議案第13号です。平成31年度川根本町一般会計の予算の概要について説明をさせていただきます。

平成31年度当初予算は56億5,000万円、前年度と比べまして5億4,500万円、率にいたしまして8.8%の減額となる予算を編成させていただきました。

本町は平成17年9月の誕生以来、町の歳入規模や将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指しながら、この町ならではの強みを生かした魅力向上のため、高度情報基盤の整備をはじめ、川根高校の魅力化促進のための様々な施策、多様な就労環境の創出といった新たな取り組みを積極的に進めてまいりましたが、徐々にその効果があらわれ始めてきているという現在認識をしております。

一方、歳入面におきましては、合併から約15年を経過し、普通交付税の合併算定替えといった優遇措置が縮減等、今後の行財政運営に大きな不安も生じていることも事実であります。

このような状況のもと、ここまで整備をしてきました環境や礎を最大限に生かしながら、

引き続き第2次総合計画における重点戦略であります「川根本町の強みを生かすプロジェクト」、「人口減少の克服を目指すプロジェクト」を推進すべく、効率的で効果的な予算を編成したものであります。言いかえますと、ようやく芽吹きました小さいけれども新しい芽を、大きく、太く、丈夫にしていくため、常に状態を確認しながら、効果的に水を与え、肥料を与えるといった時期に差しかかっているのが平成31年であると考えております。

歳入歳出予算の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為とすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

一般会計につきましては、大まかな説明をさせていただきます。

まちの強みを生かす事業といたしましては、町民誰もが誇れる地域資源である川根茶振興のための施策といたしまして、引き続き生産基盤強化のため、各種補助事業や増加傾向にあります荒廃農地の利活用を進めるための事業、また農業IoTシステムの運用事業予算を新規事業として計上をさせていただいたほか、森林整備、林業振興では、間伐を促進するための助成事業や、施業の基盤となる林道整備事業、新たに創設されます森林環境譲与税を活用いたしました景観伐採や木材利用の促進のための事業を、さらに同じく町の財産であります観光資源を活用し、新たな価値創出を促進するための事業として、ユネスコエコパークの普及啓発、寸又峡温泉や千頭駅周辺、塩郷吊橋周辺の整備事業などの予算を計上させていただきました。

また、自然との共生・豊かな暮らしの実現を進める事業といたしまして、高齢者福祉事業、子ども・子育て支援事業などの福祉サービスの充実、地域づくり活動事業補助金など、住民活動の支援予算を計上させていただきました。

もう一つの重点戦略である人口減少の克服の面では、定住人口でもなく、交流人口でもない関係人口の取り込みを視野に入れ、若年層が本町に定住するための就労環境・就労機会を充実させていくためのサテライトオフィスやテレワークの推進事業といった地方創生推進事業、従前から行っております空き家バンク事業やお試し移住体験事業のほか、東京圏からの移住促進や中小企業の人材確保対策として、国・県の補助事業を活用いたしました移住就業支援事業費を新たに予算へ盛り込むなど、積極的に推進するための予算となっております。

教育関係予算におきましては、小中学校のICT教育推進、小学5年生の県外体験学習やカナダ英語研修、インドへのIT技術研修のほか、川根高校の魅力化促進、学習支援のための公営塾運営、留学生支援といった事業を継続するための予算となっております。

議案第14号、平成31年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計総額は、歳入歳出それぞれ7億9,700万円、前年度と比べまし

て6,970万円の減額となっております。

御承知のとおり、国民健康保険事業は、平成30年度より静岡県広域連合が主体となりまして事業が進められるようになり、次年度は制度改正後2年目の予算となります。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

第1款総務費として職員人件費、システム改修、国保連合会負担金、電算処理業務委託料として2,694万1,000円を、第2款保険給付費は療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金など5億5,762万円を、第3款国民健康保険事業費納付金は広域連合への納付金1億9,683万1,000円、第4款共同事業拠出金は科目設置として1,000円を、第5款保健事業費は特定健診事業費、保健事業活動費として1,179万9,000円、第6款基金積立金は利子の積立金として6,000円を、第7款公債費は一時借り入れの利子として2,000円を、第8款諸支出金は国税の還付金及び還付に伴う加算金として180万円、第9款予備費として200万円を計上しております。

次に、歳入につきましては、第1款国民健康保険税として1億3,446万7,000円を、第2款使用料及び手数料は督促手数料として1,000円を、第3款県支出金は保険給付費等交付金として5億6,870万6,000円、第4款財産収入は基金利子として6,000円を、第5款繰入金は一般会計繰入金と基金繰入金による9,379万7,000円、第6款繰入金として1,000円、第7款諸収入2万2,000円を計上させていただきました。

以上が、平成31年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案第15号です。平成31年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億2,530万円、前年度と比べまして440万円の減額であります。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、医療保険料と保険基盤安定負担金として1億2,508万7,000円を、第2款諸支出金は21万3,000円を計上させていただきました。

次に、歳入は、第1款後期高齢者医療保険料は9,191万2,000円を、第2款使用料及び手数料は督促手数料として1万6,000円、第3款繰入金は一般会計繰入金3,317万円を、第4款諸収入は20万1,000円、第5款繰越金は科目設置として1,000円を計上いたしました。

以上が、平成31年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要でございます。

議案第16号、平成31年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計総額は、歳入歳出それぞれ12億8,670万円、前年度と比べまして600万円の増額であります。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額を第1表で、地方自治法第214条の規定によりまして債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を第2表でお示しをして

おります。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款総務費は職員の人件費並びに介護認定審査会、賦課徴収などの経費として3,775万5,000円を、第2款保険給付として12億78万9,000円を計上し、第3款財政安定化基金拠出金は科目設置としての1,000円を、第4款基金積立金は139万4,000円、第5款地域支援事業費は介護予防・生活支援サービス事業や包括的支援事業、任意事業などを実施する経費として4,670万円を、第6款公債費は一時借入金利子として1,000円、第7款諸支出金として6万円を計上させていただきました。

一方、歳入は、第1款保険料として2億1,998万7,000円を、第2款使用料及び手数料2万5,000円、第3款国庫支出金3億3,726万7,000円、第4款支払基金交付金3億4,348万円、第5款県支出金1億8,857万4,000円、第6款財産収入は基金利子として2,000円、第7款繰入金は一般会計からの繰入金として1億9,721万8,000円を、第8款繰越金は科目設置として1,000円、第9款諸収入は14万6,000円を計上させていただきました。

以上が、平成31年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

議案第17号です。平成31年度川根本町簡易水道事業特別会計予算であります。

簡易水道事業特別会計当初予算総額は、歳入歳出それぞれ3億1,520万円、前年度と比べまして9,400万円の増額であります。

先ほどの介護保険事業特別会計と同様に、歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額を第1表で、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の目的、限度額を第2表で示しております。

平成31年度は、前年度に引き続きまして、本川根南部簡易水道の新小長井配水池新設工事を計画しており、これに伴い予算額が増額となっております。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款総務費は職員人件費や各種事務経費として2,927万1,000円、第2款水道事業費として水道施設の維持管理業務、水質検査業務、計装設備点検業務等の維持管理経費、新小長井配水池の工事の水道施設建設費として2億1,542万7,000円を予算計上しております。

第3款基金積立金は1,000円を、第4款公債費では過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いとして6,950万円を、第5款諸支出金は一般会計繰出金として科目設置で1,000円を、第6款予備費として100万円を計上させていただきました。

次に、歳入は、第1款分担金及び負担金は水道施設加入負担金として9万円を、第2款使用料及び手数料は水道使用料として1億398万円を計上させていただきました。

第3款財産収入は基金利子として1,000円を、第4款繰入金は一般会計繰入金を5,148万5,000円、基金繰入金93万2,000円、合計5,241万7,000円を計上させていただきました。

第5款繰越金は360万円、第6款諸収入は基金利子として1万2,000円、第7款町債は1億5,510万円で、過疎対策事業債、簡易水道事業債の起債を計画しているところであります。

以上が、平成31年度簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案第18号です。平成31年度川根本町訪問看護事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成30年度から新設されました2年目となります訪問看護事業特別会計当初予算総額は、歳入歳出それぞれ1,570万円、前年度と比べまして80万円の増額であります。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款サービス事業費は1,570万円で、看護師の person 費、訪問に利用する車両の借上料、システムの運用経費などになっており、歳出はこの1款のみの構成となっております。

歳入では、第1款サービス収入は、訪問看護利用に伴う各種給付費及び利用者よりいただく負担収入といたしまして657万1,000円を、第2款繰入金は一般会計繰入金の912万7,000円を、第3款諸収入として預金利子などの科目設置の2,000円を計上させていただきました。

以上が、平成31年度訪問看護事業特別会計予算の概要であります。

最後になります。議案第19号です。平成31年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算総額は、歳入歳出それぞれ5,400万円、前年度と比べまして410万円の増額であります。

歳出であります。第1款総務費は医師の報酬、職員の person 費、施設の維持管理経費として4,127万1,000円を、第2款医業費は診療に必要な医薬材料費、医療機器の保守点検委託など1,257万8,000円を計上させていただきました。第3款諸支出金は科目設置でございまして1,000円を、第4款予備費として15万円を計上させていただいております。

次に歳入は、第1款診療収入は外来診療収入や諸検査収入として2,963万4,000円を、第2款使用料及び手数料12万1,000円を、第3款繰入金といたしましては一般会計繰入金2,424万2,000円を、第4款繰越金は1,000円、第5款諸収入といたしまして2,000円を計上させていただきました。

以上が、平成31年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要であります。

御承知のとおり、一般会計、特別会計予算とも単体では完結するわけではなく、昨年度も申し上げましたが、それぞれの事業を好循環させ、相乗させながら、今後も川根本町が「誰もが安心して暮らせるふるさと」であり続けるための予算を編成させていただきました。

以上、よろしく御審議いただきまして、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第13号から議案第19号までの全てについて、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第19号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第19号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月14日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時49分